

兵庫県公報

令和4年8月16日 火曜日 第337号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良事業の計画変更認可（農地整備課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 国土調査の成果の認証（同）	2
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	3
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 漁船保険の付保義務の消滅（同）	19
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	19
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	19
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（道路企画課）	19
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	22
○ 同 上（同）	22
○ 同 上（同）	22
○ 神戸国際港都建設都市高速鉄道事業の事業計画の変更認可（同）	23
○ 土地区画整理組合の解散認可（都市計画課）	23
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（建築指導課）	23
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	24
公 告	
○ 落札者等の公示（税務課）	24
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	24
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	25

告 示

兵庫県告示第957号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
西脇市西脇土地改良区	県営かんがい排水事業により造成・改修された土地改良施設の維持管理事業	西脇地区及び津万地区	令和4年6月20日



兵庫県告示第958号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
小野市三井堰土地改良区	県営ほ場整備事業により造成・改修された土地改良施設の維持管理事業	三井堰地区	令和4年5月26日



兵庫県告示第959号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 調査を行った者の名称
たつの市
- (2) 調査を行った期間
平成31年4月から令和3年2月まで
- (3) 成果の名称
たつの市龍野町富永の一部(2)の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
たつの市龍野町富永の一部
- (5) 認証年月日
令和4年8月3日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
たつの市
- (2) 調査を行った期間
令和元年6月から令和3年2月まで
- (3) 成果の名称
たつの市揖保川町正條の一部(1)の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
たつの市揖保川町正條の一部
- (5) 認証年月日
令和4年8月3日

- 3 (1) 調査を行った者の名称
洲本市
- (2) 調査を行った期間
平成26年8月から平成28年3月まで
- (3) 成果の名称
洲本市千草の一部（千草8）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
洲本市千草の一部
- (5) 認証年月日
令和4年8月3日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成30年10月から令和2年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市倭文安住寺1（倭文安住寺の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市倭文安住寺の一部
- (5) 認証年月日
令和4年8月3日



兵庫県告示第960号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
明石浦	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の1	周年	別記2	5トン未満	2隻	定めなし
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごばっち網漁業	別記1の2	2月5日から 7月15日まで				
		別記1の3	3月1日から 7月15日まで				
家島町	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の4	周年	同上	同上	1隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	4月1日から 10月20日まで				

手繰第3種漁業 そろばんこぎ網漁業	別記1の5	4月1日から 11月20日まで				
手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の6	10月20日から 翌年4月30日 まで				
その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の7	4月1日から 12月31日まで				
	別記1の8	6月1日から 12月31日まで				

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年8月16日から同年9月16日まで
- 3 備考

- (1) 許可の有効期間
この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年3月31日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件
この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
明石浦	別記3の1、3から15まで
家島町	別記3の2、4から11まで、16から22まで

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 神戸市兵庫区和田岬から東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通した線までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び神戸市垂水区平磯灯標と鹿ノ瀬カンタマ南灯浮標を結んだ線以南であって、明石市明石港東外港西防波堤灯台から144度の線から明石市明石港東外港西防波堤灯台と淡路市江崎灯台を結ぶ線に至る間の区域を除く。
- 2 神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 3 明石市古波止から197度の線、淡路市江崎灯台中心点と香川県小豆郡小豆島町大角鼻突端とを結んだ直線、同市江井港西防波堤灯台中心点と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線及びその延長線並びに同市飾磨区から明石市古波止に至る間の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 4 東播磨港高砂西防波堤灯台より播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 5 東播磨港高砂西防波堤灯台より225度の線以西、明石市明石城と小豆島星ヶ城を結んだ線以北の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 6 播磨灘における禁止解除区域のうち、姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 7 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線

以北の区域を除く。

- 8 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ埼東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 条件

- 1 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
- 2 次のカ、キ及びエを順次結んだ2直線以内の海面並びにたつの市岩見、室津界以東の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、上島を除く姫路市各島しょの周辺においては、最大高潮時海岸線から700メートル以内の海面）においては、操業してはならない。
 - ア たつの市地ノ唐荷島頂上
 - イ 赤穂市取揚島頂上
 - ウ 赤穂市鷗和と同市福浦との最大高潮時海岸線における境界点
 - エ 岡山県備前市鹿久居島東端
 - オ 岡山県備前市大多府島南端
 - カ オとアを結んだ直線の延長線とたつの市における最大高潮時海岸線との交差点
 - キ ウとイとを結んだ直線の延長線とオとアとを結んだ直線との交差点
- 3 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 4 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 5 たちうおを目的として操業してはならない。
- 6 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 7 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 8 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 9 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 10 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 11 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 12 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、手木と張木が一体をなす構造にあつては、金属製手木を使用してはならない。
- 13 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、たこつぼ漁業及びいかせん漁業との調整に関する協定を遵守しなければならない。
- 14 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、淡路市室津、尾崎界と播磨灘航路第5号灯浮標を結ぶ線以南の淡路西浦地先海面においては、操業してはならない。
- 15 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、神戸市、明石市界と淡路市松帆埼を結ぶ線以東の大阪湾においては、操業してはならない。
- 16 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 17 手木と張木が一体をなす構造にあつては、金属製手木を使用してはならない。
- 18 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

- 19 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。
- 20 そろばんこぎ網漁業のそろばん網（そろばん玉を付けた沈子網）は1本とし、そろばん網以外に鉄鎖等

前沈子を使用してはならない。なお、そろばん綱を弛ませて使用してはならない。

21 そろばんこぎ網漁業の金属製そろばん玉は、鋳物とし、次の規格以外のものを使用してはならない。

直径	本体中央部の肉厚	周縁部の肉厚
11センチメートル以下	1.5センチメートル以上	0.5センチメートル以上

22 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。



兵庫県告示第961号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
明石浦	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	別記1の1	12月1日から 翌年2月末日まで	別記2	5トン未満	10隻	別記3
坊勢	同上	別記1の2	12月1日から 翌年3月31日まで	同上	同上	3隻	同上
一宮町	同上	別記1の3	12月16日から 翌年4月30日まで	同上	同上	1隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年10月15日から同年11月15日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間
この告示に係る許可の有効期間は、令和4年12月1日から令和5年11月30日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件
この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
明石浦	別記4の1、2、3、4、5、6、7、8、9
坊勢	別記4の1、9
一宮町	別記4の1、7、9

別記1 操業区域

- 1 共第9号共同漁業権漁場の区域。ただし、水深20メートル以浅の区域及び共第32号共同漁業権漁場の区域は除く。
- 2 共第68、69、70、71、72、73、74、75号共同漁業権漁場
- 3 共第126号共同漁業権のうち江井港西防波堤上旧灯台跡(北緯34度28分12.769秒東経134度49分47.121秒)

から真方位314度以南の区域

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

別記4 条件

- 1 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 2 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
- 3 沈子、前沈子を使用してはならない。
- 4 手木の高さは、60センチメートルを超えてはならない。
- 5 張木の長さは、7メートル未満でなければならない。
- 6 漁具を曳網する曳網は1本を超えてはならない。
- 7 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 8 たこつぼ漁業、いいたこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 9 なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。



兵庫県告示第962号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
岩見	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	別記1の1	11月1日から 翌年4月30日 まで	別記2	5トン 未満	4隻	別記3
室津	同上	別記1の2	同上	同上	同上	10隻	同上
相生	同上	別記1の3	同上	同上	同上	8隻	同上
赤穂市	同上	別記1の4	同上	同上	同上	10隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年9月15日から同年10月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年11月1日から令和5年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

- 1 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 2 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 3 なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。

別記1 操業区域

- 1 共第61号共同漁業権漁場の内、岩見漁港西防波堤基部から180度の線以東の海面
- 2 共第61号共同漁業権漁場の内、岩見漁港西防波堤基部から180度の線以西の海面
- 3 共第62号共同漁業権漁場
- 4 共第63、64、66号共同漁業権漁場

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第963号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
五色町	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	別記1	12月1日から 12月31日まで	別記2	5トン未満	9隻	別記3

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年10月15日から同年11月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年12月1日から令和6年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

- 1 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 2 なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。
- 3 鉄鎖以外の金属製の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 4 鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。

別記1 操業区域

第131号共同漁業権漁場のうち、次のB点とイを結んだ線以南の区域

B 洲本市五色町仏崎西端

イ Bから292度1,000メートルの点

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第964号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第2号に掲げるあわび漁業につき、その許可又は

起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 機船あわび漁業

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
兵庫	機船あわび漁業(注)	別記の1	周年	定めなし	定めなし	5隻	定めなし
神戸	同上	別記の2	同上	同上	同上	1隻	同上
伊保	同上	別記の3	同上	同上	同上	2隻	同上
大塩町、的形	同上	別記の4	同上	同上	同上	11隻	同上
姫路市八木、白浜、中部、網干	同上	別記の5	同上	同上	同上	11隻	同上
家島町	同上	別記の6	同上	同上	同上	12隻	同上
由良町B	同上	別記の8	同上	同上	同上	4隻	同上
由良町C	同上	別記の9	同上	同上	同上	14隻	同上
岩屋	同上	別記の10	同上	同上	同上	13隻	同上
岩見	同上	別記の11	同上	同上	同上	5隻	同上

(注) 漁業種類にある「機船あわび漁業」とは船舶を使用するあわび漁業をいう。

(2) あわび漁業

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	漁業者の数	漁業を営む者の資格
兵庫	あわび漁業	別記の1	周年			5人	定めなし
由良町A	同上	別記の7	同上			37人	同上

(注) 漁業種類にある「あわび漁業」とは船舶を使用しないあわび漁業をいう。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年10月15日から同年11月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年12月1日から令和5年11月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「他の者を採捕に従事させてはならない。」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

- 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における同市長田区・須磨区界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 明石市二見町から姫路市飾磨区までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。

- 4 高砂市曾根町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 5 姫路市大塩町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 6 加古郡播磨町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 洲本市、淡路市及び南あわじ市の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 8 明石市から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 9 尼崎市から神戸市兵庫区地先の共第1号共同漁業権漁場東端までの地先海面。ただし、神戸市地区の小型機船底びき網漁業の操業区域を除く。
- 10 淡路市岩屋地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 11 共第61号より北の兵庫県海面のうち、たつの市の区域



兵庫県告示第965号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第3号に掲げるなまこ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 機船なまこ漁業

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
兵庫	機船なまこ漁業（注）	別記の1	11月1日から翌年4月30日まで	定めなし	定めなし	5隻	定めなし
神戸	同上	別記の2	同上	同上	同上	1隻	同上
伊保	同上	別記の3	同上	同上	同上	2隻	同上
大塩町、的形	同上	別記の4	同上	同上	同上	11隻	同上
姫路市八木、白浜、中部、網干	同上	別記の5	同上	同上	同上	13隻	同上
家島町	同上	別記の6	同上	同上	同上	12隻	同上
由良町B	同上	別記の8	同上	同上	同上	4隻	同上
由良町C	同上	別記の9	同上	同上	同上	14隻	同上
岩屋	同上	別記の10	同上	同上	同上	13隻	同上
岩見	同上	別記の11	同上	同上	同上	5隻	同上

（注）漁業種類にある「機船なまこ漁業」とは船舶を使用するなまこ漁業をいう。

(2) 船舶により行わないもの

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	漁業者の数	漁業を営む者の資格
兵庫	なまこ漁業 (注)	別記の1	11月1日から 翌年4月30日まで			5人	定めなし
由良町A	同上	別記の7	同上			37人	同上

(注) 漁業種類にある「なまこ漁業」とは船舶を使用しないなまこ漁業をいう。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年9月15日から同年10月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年11月1日から令和5年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「他の者を採捕に従事させてはならない。」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

- 1 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における同市長田区・須磨区界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 明石市二見町から姫路市飾磨区までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 4 高砂市曾根町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 5 姫路市大塩町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 6 加古郡播磨町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 洲本市、淡路市及び南あわじ市の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 8 明石市から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 9 尼崎市から神戸市兵庫区地先の共第1号共同漁業権漁場東端までの地先海面。ただし、神戸市地区の小型機船底びき網漁業の操業区域を除く。
- 10 淡路市岩屋地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 11 共第61号より北の兵庫県海面のうち、たつの市の区域



兵庫県告示第966号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
明石浦 林崎	さより 船びき網漁業	別記1の1	6月1日から 11月30日まで	別記2	5トン 未満	6隻	定めなし
森	同上	別記1の2	周年	同上	同上	2隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年8月16日から同年9月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区番号	条件
明石浦、林崎	別記3の1、2、4
森	別記3の1、3、4

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 神戸市、明石市界から東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 淡路市釜口、下田界から同市大磯川に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット(旧漁船法馬力数については15馬力)を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

(注) 旧漁船法馬力数とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 条件

- 1 網船(許可証記載の船舶)に動力船を連結して曳網(通称「さきこぎ」)してはならない。
- 2 他種漁業の操業を妨げてはならない。
- 3 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
- 4 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下



兵庫県告示第967号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
林崎 江井島	建網漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年8月16日から同年9月16日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

別記 操業区域

（注）以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

次のA、ア、イ、ウ、Fの点を順次結んだ線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。

- A 明石市古波止
- B 明石市谷八木川尻河口
- C 鹿ノ瀬カンタマ灯浮標
- D 淡路市江崎灯台
- E 姫路市上島
- F 加古川市東播磨港別府西防波堤灯台
- G 播磨灘北航路第10号灯浮標
- ア BとCを結ぶ線とAとEを結ぶ線の交点
- イ BとCを結ぶ線とDとEを結ぶ線の交点
- ウ FとGを結ぶ線とDとEを結ぶ線の交点



兵庫県告示第968号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
西浦	さわら流網漁業	別記	4月20日から11月30日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年8月16日から同年9月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 4月から8月に至る間は、午前5時から午後6時まで、9月から11月に至る間は、午前5時から午後5時まで操業してはならない。

イ 身網の浮子網は、水面から5メートル以深に設置しなければならない。

ウ 投網、揚網は、1操業日当たり1回を超えてはならない。

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

淡路市尾崎から南あわじ市津井に至る海面。ただし、アとイを結んだ線及びイとウを見通した線以東の海面及び共同漁業権の区域を除く。

ア 姫路市上島

イ 淡路市明神鼻とアを結んだ線上明神鼻から2,000メートルの点

ウ 南あわじ市雁来埼北端から真北3,200メートルの点



兵庫県告示第969号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
明石浦	ひき縄漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年8月16日から同年9月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報

告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

神戸市兵庫区和田岬から姫路市の形までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

※共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「神戸市兵庫区和田岬から姫路市の形までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く」とする。



兵庫県告示第970号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第14号に掲げる潜水器漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
兵庫	なまこ潜水器漁業	別記1	11月1日から翌年4月30日まで	定めなし	定めなし	1隻	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年9月15日から同年10月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年11月1日から令和5年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。

イ なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。

ウ 下記潜水土以外の者を潜水させてはならない。

潜水土名	
------	--

別記1 操業区域

次のア、イ、ウ及びエを順次結んだ線及び最大高潮時海岸線で囲まれた区域。ただし、神戸灯台中心点と神戸市神戸港長田防波堤基部を結んだ線以北の海面は除く。

A 神戸市神戸港和田岬防波堤東端

B Aから220度490メートルの点

ア 最大高潮時海岸線における神戸市長田区・須磨区界

イ アから159度1,000メートルの点

ウ Bから139度885メートルの点

エ ウから319度の線と最大高潮時海岸線との交点

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第971号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第14号に掲げる潜水器漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域	魚種	漁業時期	推進機 関の馬 力数	総トン 数	隻数	漁業を 営む者 の資格
神戸	なまこ・うちむらさき・あわび・さざえ潜水器漁業	別記1の1	なまこ、あわび、さざえ	12月1日から翌年4月30日まで	定めなし	定めなし	3隻	別記2
			うちむらさき	12月1日から翌年5月31日まで				
神戸西	同上	別記1の2	なまこ、あわび、さざえ	12月1日から翌年4月30日まで	同上	同上	2隻	同上
			うちむらさき	12月1日から翌年5月31日まで				

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年10月15日から同年11月15日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間
この告示に係る許可の有効期間は、令和4年12月1日から令和5年11月30日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件
この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。
イ なまこ・うちむらさき・あわび・さざえ以外の水産動植物を採捕してはならない。
ウ 下記潜水土以外の者を潜水させてはならない。

潜水土名	
------	--

別記1 操業区域

- 1 共第2号共同漁業権漁場の区域及び次のア、イ、ウ及びエを順次結んだ線及び最大高潮時海岸線で囲まれた区域。ただし、神戸灯台中心点と神戸市神戸港長田防波堤基部を結んだ線以北の海面は除く。
A 神戸市神戸港和田岬防波堤東端
B Aから220度490メートルの点
ア 最大高潮時海岸線における神戸市長田区・須磨区界
イ アから159度1,000メートルの点

- ウ Bから139度885メートルの点
- エ ウから319度の線と最大高潮時海岸線との交点

2 共第2号共同漁業権漁場の区域

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第972号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第14号に掲げる潜水器漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
明石	みるくい・なみがい・たいらぎ潜水器漁業	別記	11月1日から翌年5月31日まで	定めなし	定めなし	33隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年9月15日から同年10月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年11月1日から令和6年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。
- イ みるくい、たいらぎ以外の水産動植物を採捕してはならない。
- ウ 下記潜士以外を潜水させてはならない。

潜士名	
-----	--

別記 操業区域

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

明石市魚住町以東の明石市地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合においても、操業区域には共第24号共同漁業権の区域を含めず「明石市魚住町以東の明石市地先海面。ただし、共同漁業権共第24号漁業権漁場（鹿ノ瀬）の区域を除く。」とする。



兵庫県告示第973号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第14号に掲げる潜水器漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
明石	なまこ・さざえ潜水器漁業	別記1	12月1日から翌年4月30日まで	定めなし	定めなし	5隻	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年10月15日から同年11月15日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間
この告示に係る許可の有効期間は、令和4年12月1日から令和5年11月30日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件
この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。
イ なまこ、さざえ以外の水産動植物を採捕してはならない。
ウ 潜水土は1名とし、下記潜水土以外の者を潜水させてはならない。

潜水土名	
------	--

別記1 操業区域

共第9号共同漁業権漁場の区域（水深20メートル以浅の区域に限る）。ただし、共第32号共同漁業権漁場の区域は除く。

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第974号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第15号に掲げる文鎮こぎ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
明石	文鎮こぎ漁業	別記1の1	12月1日から翌年3月31日まで	別記2	定めなし	2隻	定めなし
加古川高砂	同上	別記1の2	同上	同上	同上	7隻	別記3

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年10月15日から同年11月15日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年12月1日から令和7年3月31日までとする。

② 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア けた又ははりの長さは、6メートルを超えてはならない。

イ すまの数は、40箇を超えてはならない。

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

1 瀬戸内海漁業取締規則（昭和26年農林省令第62号）第3条に定める空釣こぎ漁業禁止解除海域のうち姫路市広畑区富士町埋立護岸東南端（北緯34度46分02秒、東経134度38分44秒）と姫路市鞍掛島を結んだ線及びその延長線以東の海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

2 共第21号、22号共同漁業権漁場

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第975号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成30年兵庫県告示第726号（付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和4年8月25日限りで消滅する。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

由良町 加入区



兵庫県告示第976号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和4年8月26日から発生する。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

由良町 加入区



兵庫県告示第977号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定する区域

伊丹市桑津一丁目520番6

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第978号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.3.15号 青木幹線
- 3 事業施行期間
平成4年3月3日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第979号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.3.24号 商船学校線
- 3 事業施行期間
平成4年3月3日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第980号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.3.28号 魚崎幹線
- 3 事業施行期間
平成4年3月3日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第981号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.5.19号 深江幹線
- 3 事業施行期間
平成4年3月3日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第982号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.6.6号 魚崎甲南線
- 3 事業施行期間
平成4年3月3日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第983号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.6.26号 本庄本山線

- 3 事業施行期間
平成4年3月3日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第984号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
7.6.13号 阪神沿北側線
- 3 事業施行期間
平成4年3月3日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第985号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
7.7.4号 青木駅南線
- 3 事業施行期間
平成4年3月3日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第986号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
7.7.5号 魚崎駅南線
- 3 事業施行期間
平成4年3月3日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第987号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設都市高速鉄道事業
都市高速鉄道第7号線東部浜手線
- 3 事業施行期間
平成4年3月3日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第988号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、三田市福島土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
組 合 の 名 称 三田市福島土地区画整理組合
事務所の所在地 三田市三輪二丁目1番1号（三田市役所内）
設立認可の年月日 平成28年8月25日
- 2 解散認可の年月日
令和4年8月16日



兵庫県告示第989号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨阪神南センター長から報告があった。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 日時
令和4年8月26日（金）午後3時から午後4時まで
- 2 場所
西宮市櫛塚町2番28号 兵庫県西宮庁舎 1階102会議室
- 3 被聴聞者
商号又は名称 ネオ・コミュニティー株式会社
代表者氏名 馬場茂行
事務所所在地 西宮市門戸荘9番16号
免許番号 兵庫県知事(6)第203086号
免許年月日 令和3年9月26日



兵庫県告示第990号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R03中播位置 0005号	4.8.3	揖保郡太子町老原字市川原1番1、1番4の一部、1番1地先水路	5.0	39.41

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年8月16日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る業務の名称
県税徴収金収納事務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県財務部税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年8月2日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社電算システム 岐阜市日置江1丁目58番地
- 5 落札金額
175,437,361円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和4年6月21日



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 加西市北条町東高室プロジェクト（北区画）
所在地 加西市北条町東高室字四ツ池938番 ほか
- 2 法第8条第1項の規定により加西市から述べられた意見の概要
 - (1) 用地課
官民境界について厳守していただくようお願いいたします。
 - (2) 環境課
 - ・店舗及び敷地内の照明光は、近隣の生活環境に影響を及ぼす可能性があるため、照度については必要十分となるよう管理すること。
 - ・加西市民の美しい環境をまもる条例に基づき、アイドリング・ストップの促進を行うこと。
 - ・敷地外周及び駐車場の一部の緑化については、市内の生態系に配慮してください。特に、留意点としては在来種と競合して排除してしまうような「兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト（ブラックリスト）」に掲載されている植物は植えないで下さい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
令和4年8月16日から1週間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年8月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市北濱町北脇字的場265番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市御国野町御着367番地7
トラミッドハウジング株式会社 代表取締役 大澤寛祐
- 3 許可年月日及び許可番号
令和4年7月5日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-32-2号（3高砂）